

【資料4】 配置イメージ

区域A（史跡区域外）：提案必須区域・・・民活施設の整備+園地整備

エントランス広場ゾーン・交流広場ゾーン・遺構展示ゾーン

- 「民活施設の整備」について提案してください。
- 民活施設には、周辺文化財等、大阪の歴史探訪の起点となるような情報案内機能を必ず導入してください。
- 民活施設と一体的に施設周辺において、一般の公園利用者が自由に無料で利用できる園路や広場等の「園地整備」について提案してください。

【民活施設の例】

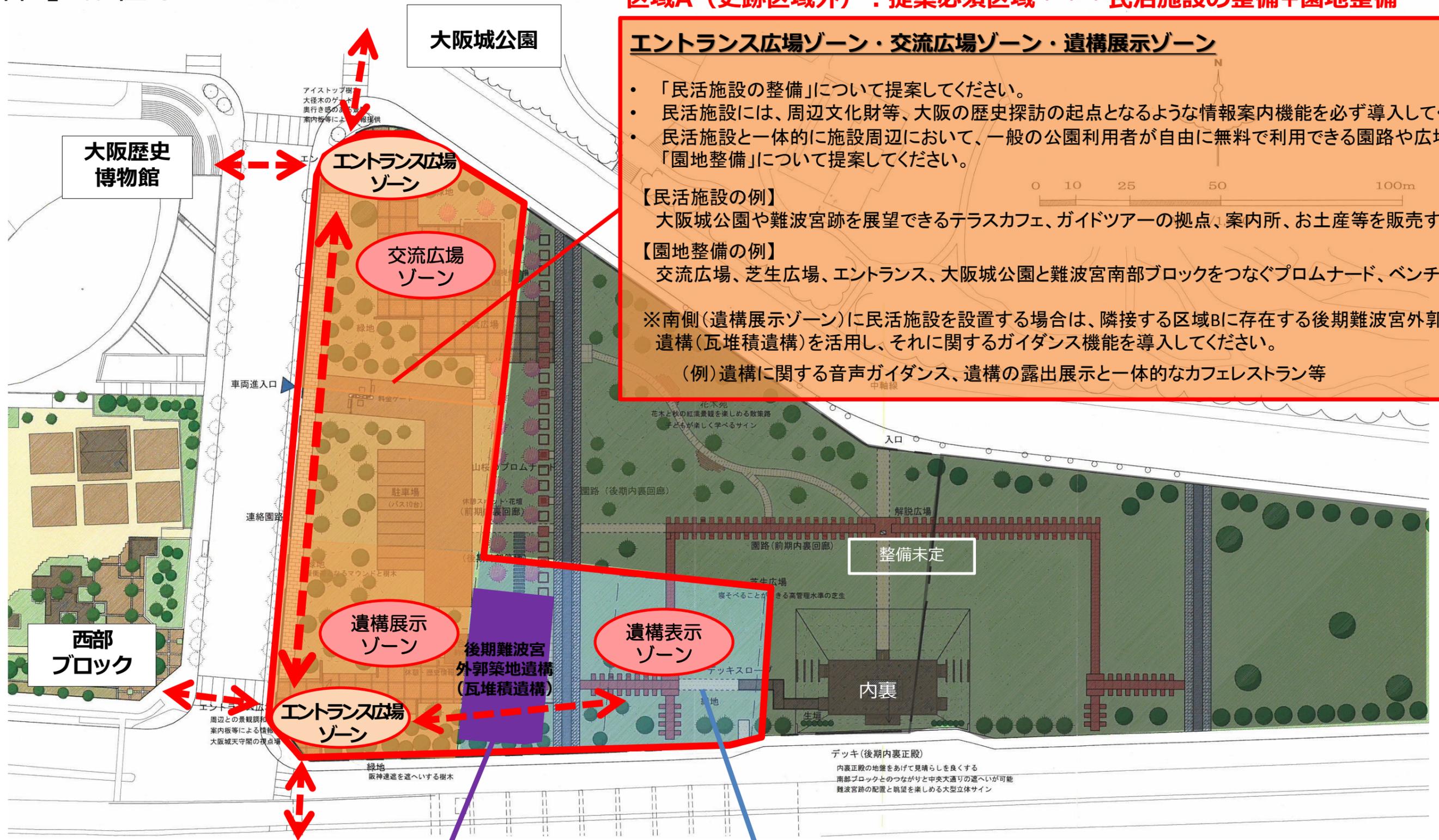
大阪城公園や難波宮跡を展望できるテラスカフェ、ガイドツアーの拠点、案内所、お土産等を販売する売店等

【園地整備の例】

交流広場、芝生広場、エントランス、大阪城公園と難波宮南部ブロックをつなぐプロムナード、ベンチ、植栽等

※南側（遺構展示ゾーン）に民活施設を設置する場合は、隣接する区域Bに存在する後期難波宮外郭築地遺構（瓦堆積遺構）を活用し、それに関するガイダンス機能を導入してください。

（例）遺構に関する音声ガイダンス、遺構の露出展示と一体的なカフェレストラン等



凡例

- 提案対象区域
- 区域A（史跡区域外）
- 区域B（一部史跡区域含む）
- 主な歩行者導線

後期難波宮外郭築地遺構（瓦堆積遺構）

・後期難波宮の内裏を囲んでいた築地塀のものと思われる「屋根瓦」が、地下約1.0mのところに保存されている。

区域B（一部史跡区域含む）：任意提案区域・・・園地整備

遺構表示ゾーン（後期難波宮外郭築地遺構含む）

- 一般の公園利用者が自由に無料で利用できる園路や広場等の「園地整備」について提案してください。
- 一部遺構（後期難波宮外郭築地遺構）が存在し、国の史跡に指定されている区域を含むため、原則、掘削等による現状変更はできないこととしますので、それをふまえた整備をお願いします。

（例）芝生広場の整備、遺構の展示を導入した広場の整備等